

栗原市介護福祉士就職支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護福祉士として新たに就職する者を支援することにより、市内の介護サービス事業所において有能な人材を確保し、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくサービスの質の向上と安定供給を図ることを目的として、栗原市介護福祉士就職支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、栗原市補助金等交付規則（平成17年栗原市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する介護福祉士をいう。
- (2) 介護サービス事業所 介護保険法第5章第2節から第8節までに規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護予防サービス施設、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者として宮城県知事の指定（指定の更新を含む。）若しくは開設許可（許可の更新を含む。）又は市長の指定（指定の更新を含む。）を受けた事業所をいう。

(助成金の対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 介護福祉士として初めて就職した者であること。ただし、当該就職前に介護等の業務に従事したことがある者を除く。
- (3) 市内に所在する介護サービス事業所において常時勤務（1週間当たりの勤務時間が20時間以上の勤務形態をいう。）を要する介護福祉士として雇用され、当該雇用の開始の日（以下「採用日」という。）から起算して2年以上継続して当該介護サービス事業所に勤務する見込みがあること。
- (4) 市税を滞納していないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1人当たり40万円とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、採用日から起算して6月を経過する日又は助成金の交付を受けようとする年度の11月30日までのいずれか早い日までに栗原市介護福祉士就職支援助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 介護福祉士登録証の写し

(2) 介護サービス事業所における申請者の就労状況を証明する書類（申請日以前14日以内に発行されたものに限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、申請者1人につき1回に限るものとする。

（助成金の交付決定及び不交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、栗原市介護福祉士就職支援助成金交付等決定通知書（様式第2号）により、その結果を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、当該決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の交付後における対象者である要件の確認）

第7条 市長は、前条の規定により助成金を交付した後において、交付決定者がある採用日から起算して2年を経過する日までの間、対象者である要件を具備しているかどうかの確認を定期的に又は必要に応じて随時行うものとする。

2 交付決定者は、市長が前項の規定による確認を求めたときは、協力しなければならない。

（助成金の交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部を取り消すものとする。

(1) 採用日から起算して2年を経過する日前に対象者である要件を欠いたとき。ただし、本人の責めに帰すべき事由以外の事由であって次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 雇用される介護サービス事業所における人事異動等により、市外の介護サービス事業所に勤務することとなったとき。

イ 雇用される介護サービス事業所の廃業、経営状況の悪化による人員整理等により、当該介護サービス事業所を解雇されたとき。

ウ その他やむを得ないものとして市長が認めるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(3) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、その旨交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、交付した助成金の全部を返還させるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に介護福祉士として雇用された者から適用する。

様式第1号（第5条関係）

栗原市介護福祉士就職支援助成金交付申請書

年 月 日

栗原市長 殿

申請者 住 所
氏 名 ⑩
(電話番号)

栗原市介護福祉士就職支援助成金の交付を受けたいので、栗原市介護福祉士就職支援助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。また、交付等の決定に係る審査のために必要な範囲内において、市の職員が、市の保有する私の住民登録情報、税情報について調査確認することに同意します。

記

交付申請額	400,000円	
就労先事業所	名 称	
	所在地	
就労開始年月日 (採用日)	年 月 日	
経 歴	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

助成金の振込を希望する口座（申請者と同一名義のものに限る。）を記入してください。

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	フリガナ 口座名義人

様式第2号（第6条関係）

栗原市介護福祉士就職支援助成金交付等決定通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長 印

年 月 日付けで申請のあった栗原市介護福祉士就職支援助成金の交付の申請については、栗原市介護福祉士就職支援助成金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定 の 区 分	交 付 ・ 不 交 付
不 交 付 の 場 合 の 理 由	
交 付 決 定 額	円
備 考	

留意事項

- (1) あなたが介護サービス事業所に採用された日から起算して2年を経過する日までの間は、市は、あなたが助成金の対象者である要件を具備しているかどうかの確認を定期的に又は必要に応じて随時行います。
- (2) あなたが介護サービス事業所に採用された日から起算して2年を経過する日前に助成金の対象者である要件を欠いたときは、助成金の返還が生じる場合があります。

誓約書

私は、栗原市介護福祉士就職支援助成金の交付申請に当たり、下記の事項を誓約します。

記

- 1 申請書及び提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- 2 介護福祉士として、申請日時時点で就労している介護サービス事業所で2年以上勤務します。
- 3 助成金の返還を命じられた場合は、速やかに返還に応じます。
- 4 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。
- 5 市が、助成金対象者として確認を行うに当たり、必要に応じて、就労先へ聞き取り等を行うことに同意します。
- 6 他の助成制度を利用又は利用する予定はありません。

年 月 日

栗原市長 殿

申請者 住所

氏名

⑩